

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項の規定に基づき、木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積は、次の式によって計算した値とする。ただし、当該物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の八分の一以下である場合は、零とすることができる。

$$a = \frac{h}{2.1} A$$

この式において、 a 、 h 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 階の床面積に加える面積（単位 平方メートル）

h 当該物置等の内法高さの平均の値（ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあつては、それぞれのhのうち最大の値をとるものとし、二・一を超える場合にあつては、二・一とする。）（単位メートル）

A 当該物置等の水平投影面積（単位 平方メートル）

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。